

千葉県国土利用計画地方審議会
調査検討部会(第2回)

県土利用のモニタリング制度及び
計画評価制度について

平成21年4月10日
千葉県

「県土利用のモニタリング制度」・

「計画評価制度」のねらい

- ・本制度は、県土が県民のための限られた資源であることに鑑み、経済社会状況の変化や土地利用上の課題に対応した県土利用による、本県の持続可能な発展を促し、もって千葉県国土利用計画の実現に資する。
- ・このため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善・見直しを図るため、県土利用の状況に関する、県民にとってわかりやすい客観的なデータを定期的・継続的に調査・把握していく。

制度実施の内容（イメージ）

【モニタリングの対象】

1 県土の主要な利用目的に応じた区分

農用地

森林

水面・河川・水路、原野

道路

宅地（住宅地・工業用地・その他宅地）

その他（公園緑地（都市公園）、

レク施設（ゴルフ場）等）

（「市街地」については「宅地」の中で検討を行う。）

2 県土の利用目的に応じた区分横断的な課題

・持続可能なまちづくり

・廃棄物の適正処理

・建設発生土の有効利用等

・山砂採取跡地等の森林回復等

（適宜、県土の利用目的に応じた区分の中で検討を行う。）

例：持続可能なまちづくり（集約型まちづくり）

「宅地」の中で検討

例：山砂採取跡地等の森林回復

「森林」の中で検討

【実施概要】

1 課題の設定

モニタリングの対象について、千葉県国土利用計画の「県土利用の目的に応じた区分に係る基本的な方向」から解決すべき課題である「主要課題」と、それを具体化・細分化した「個別課題」を設定する。

2 解決策の設定

個別課題について「計画を実現するための措置」から解決策を設定する。

3 解決策のモニタリング

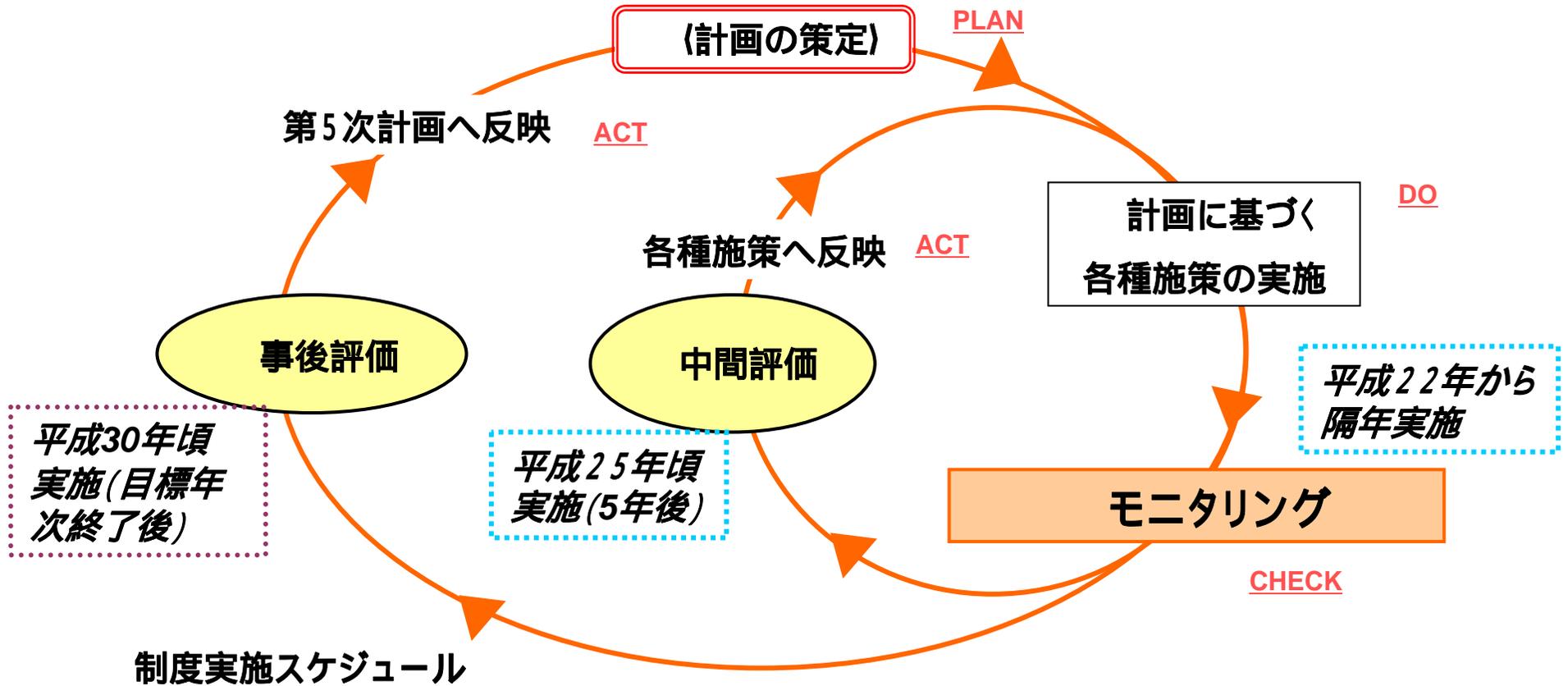
解決策を検証するための指標を設定し、これをモニターする。

4 計画評価

解決策の検証等を行い、主要課題、個別課題の達成状況を評価する。この評価を踏まえて改善策や次期計画の検討を行う。

評価シート(イメージ): 森林		<基準年次 H16> 162,500ha	<規模の目標 H29> 159,700ha	<現況面積H19> 161,732ha	計画評価 【主要課題】【個別課題】の達成状況を評価
【主要課題】 (計画の基本的)	【個別課題】 な方向) 背景・原因	個別課題の解決策 (計画を実現するための措置)	解決策のモニタリング指標		・解決策の検証効果 スピード 投入した資源 (コスト・人材等) 県民、市町村 アンケート等  ・改善策の検討 ・次期計画の検討
森林の量の減少と質の劣化に対処する	→ 森林面積の減少	・森林所有者等による計画的な森づくりへの支援 ・林業の振興 ・ ・ ・	→ <規模の目標> ・現況森林面積	→ 森林施業計画認定面積 → 林業生産額	
	→ 森林の管理が不十分	・森林の保全・整備の促進 ・ ・	→ 森林整備面積	→ 緑の豊かさについて良いほうだと思える県民の割合 (質的指標)	
	→ 里山の荒廃	・幅広い主体の参加による森林づくりや里山の保全・整備・活用 ・ ・	→ 里山活動協定認定件数	→	

モニタリング・計画評価制度の流れ（イメージ）

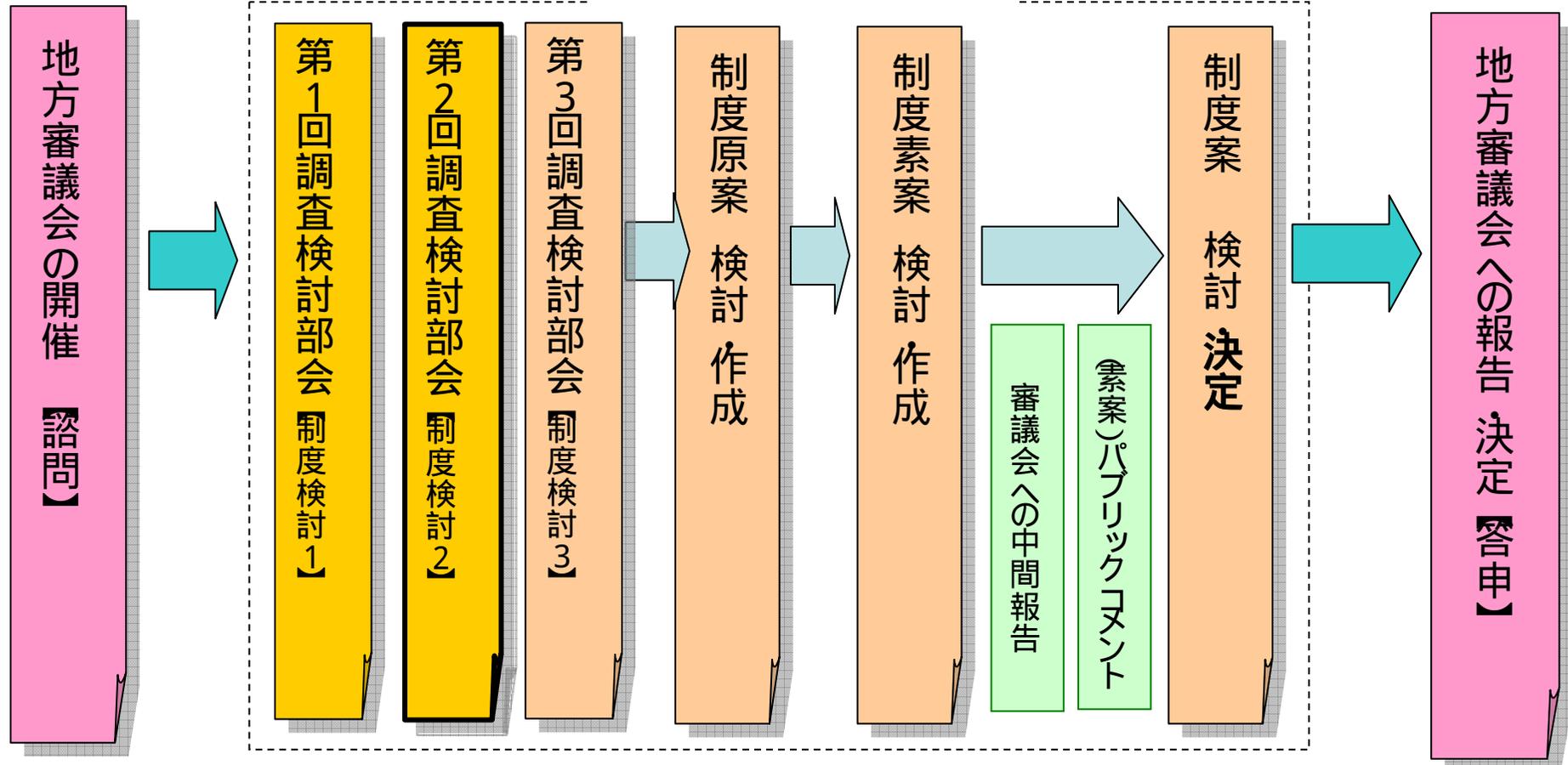


暦年	20 計画 策定	21 制度 検討	22	23	24	25	26	27	28	29 目標 年次	30
策定後経過年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
モニタリング											
評価						中間					事後

制度の検討スケジュール

千葉県国土利用計画地方審議会(調査検討部会)の委員の方々から専門的な助言、指導をいただきながら、どのようなデータが有効か、得られたデータをどう評価につなげていくのか等について、平成21年度中を目途に決定していきたい。

部会での検討・協議



平成21年1月20日

2月24日

4月10日

5月15日

6月頃

9月頃

10月頃

12月頃

22年1月頃